令和７年度就学援助制度のお知らせ

就学援助制度とは

生活保護世帯に準じる程度に経済的に困窮している世帯で、公立小中学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費の一部や給食費等の就学する上で必要な経費の一部を援助する制度です。令和７年度より認定に必要な資料が簡略化されました！

援助の対象となる世帯

基山町立の小中学校に在籍もしくは入学を予定する児童生徒の保護者、または基山町に住所があり、公立の小中学校に在籍もしくは入学を予定する児童生徒の保護者であって、下記の要件のうち、いずれかに該当され、生活保護に準ずる程度に困窮されている世帯が対象となります。

1	世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい。 ※目安は、年間総収入から社会保険料や生命保険料及び地震保険料等を差し引いた額 ４人世帯（父 40 歳、母 35 歳、子 14 歳・9 歳）で概ね 274 万円以下、 ２人世帯（父または母 45 歳、子 14 歳）で概ね 182 万円以下
2	町民税が非課税又は減免されている。
3	生活保護が停止または廃止（前年４月１日以降の廃止）になった。
4	児童扶養手当を受けている。
5	国民年金の掛金が減免されている。
6	国民健康保険の保険料が減免され、または徴収の猶予を受けている。
7	保護者の死別・離別・失業などの特別な事情により、生活状況が急激に悪化した。

申請に必要なもの

申請書は１つの世帯に１枚です。また、世帯とは、同居（生計同一者を含む）の家族全員の記入をお願いします。

① 就学援助申請書

② 下記に当てはまる場合（※対象の方のみ提出してください）

※２～６に当てはまる場合は収入がわかる書類の提出は不要です！

１：収入のある方全員分の源泉徴収票、確定申告書、年金の通知書（すべて写し）等。

２：市町村民税の減免申請に対する（承認・否認・徴収猶予）通知書の写し

３：保護停止・廃止通知書の写し

４：児童扶養手当証書の写し

５：国民年金保険料免除承認通知書の写し

６：国民健康保険税の減免申請に対する承認通知書の写し

７：生活状況が急激に変化した場合は、説明ができる資料　等

申請書等のダウンロードはこちら⇒

申請の流れ

１．申請手続
申請書と必要書類を基山町教育委員会へ提出します。

２．認定の可否・通知
定例教育員会で認定の可否が決定され、通知が郵送されます。

３．就学援助費の支給
認定後、各学期末に登録された口座に対象の支給額が振込されます。

申請・認定期間について

申請は、随時受付しますが、年度途中の申請等により認定が年度途中からになられた方は、認定月分以降からの月割支給となります。

認定期間は、認定月から年度末までの１年以内です。認定の審査・判定は、申請後に開催される定例教育委員会で行います。次年度も引き続き就学援助が必要な方は、新年度受付期間中に再度申請をしてください。

就学援助費の内容（令和７年度）

区　分	対 象 学 年	年間支給額	支 給 時 期
学用品費、 通学用品費	小学校１年	１１，６３０円	各学期末支給
	小学校２年～６年	１３，９００円	
	中学校１年	２２，７３０円	
	中学校２年～３年	２５，０００円	
学校給食費	小学校全学年	実　費	
	中学校全学年		
新入学児童生徒 学 用 品 費	小学校１年	５７，０６０円	４月・５月認定者のみ支給
	中学校１年	６３，０００円	
修学旅行費 （交通費、宿泊費、見学料）	小学校６年 中学校３年	実　費	旅行実施後に支給 （ただし、認定月以降の旅行のみ）
校外活動費 （交通費、見学料）	実施学年	小 ３，６９０円 中 ６，２１０円	実施後 （左記の金額を上限とし、実費を支給します。）
医　療　費	学校保健安全法で定めた疾病に限り、 保険診療の３割（実費分）を支給します。		
生徒会費	中学生	５０円	１学期末
部活動登録費	中学生	３００円	１学期末

※年度途中の申請等により認定が年度途中からになった方は、認定月分以降からの月割支給となります。

※就学援助金は目的外の支出はできません。領収書の提出をお願いする場合もありますので、学用品や新入学必要品等の支給項目に関わる支出の領収書は保管しておいてください。

▼お問い合わせ

基山町教育委員会　教育学習課　教育総務係
基山町役場２階　TEL：０９４２－９２－７９８０